

昭和五二年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

東京都千代田区飯田橋4の4の8 朝日ビル401号室 電話(03)2611-7079
振替||東京0-58431 労金||東京労金本店No.50234

購読料 || 月額400円 6カ月前納制

もくじ

■ 卷頭言 ■

“保革連合”路線に未来はない 2

三川鉱大爆発から一二二年 3

— CO患者・家族の実態と闘いは今 —

資料(1) 四氏のアピール (三池CO闘争の勝利をめざして) 9

資料(2) 三池CO闘争の経過 12

総評と同盟の対立は激化へ 13

資料(3) 全民労協「連合組織の進路」(2) 14

『資本論』第一巻を読む 17

単純な価値形態(五) 18

刊 社会通信

NO.279

一九八五年一〇月一日

(毎月一日、二日、二二日、二二日、三回発行)

■卷頭言■

「保革連合」路線に未来はない

社会党の「新宣言」中執案は、社会党を「政権党への一步」とするだろうか。答えは否。これによって、社会党は存在の基盤すら喪失する。若干の字句修正は、かえって社会党が保革連合に執着する姿勢を明らかにしたからだ。

少し古くなるが、「朝日」八五年六月二〇日付の政党支持率にかんする調査は、社会党支持率が前回調査（八五年五月）に比し、一挙に四%下がり一四%と社会党の左右合同（一九五五年）以来、史上最低になったこと、その背後にこれまでとも社会党の支持層の厚かった四〇代、五〇代労働者に社会党離れが激しいことを伝えた。七月の都議選は、この調査結果の傾向が正しかったことを実証した。しかも、都議選は保革連合の道をひた走る新目タ、民社をも惨敗せしめた。

第二。九月の「毎日」調査は、中曾根内閣の支持率を一挙に一一%低下、三五%とした。不支持率は前回調査（六〇年四月）と同様の二三%。無関心層が九%増の三八%となつたためだ。このなかでも社会党支持率はふえていない。逆に二%減の一〇%。

第三。「ニュー社会党」つまり「新宣言」の社会党を支持する労働組合の意識調査だ。鉄鋼労連に例をとる。七月二十四日の鉄連中央委で委員長は「ニュー社会党」についてこう述べた。

「政治の世界でも変化がすすみつつある。ひとつは、ニュー社会党路線として、「愛と知と力のパフォーマンス」をサブタイトルとする新宣言によつて『すんだブルー』と深紅のバラにイメージ・チェンジがなされようとしていることである。昭和三七年に提起された江田ビジョンを、当時批判した人々によつて担われていることが気がかりだが、新宣言じたいはマルクス・レーニン主義からの訣別を内容としており、歓迎すべきことと云えよう。この傾向を助長するために、鉄鋼労連としても可能な限り支援協力したい」鉄鋼労連内部で社会党支持はふえているか。それとは正反対のことを示したのがこのほど（九月）発表された「鉄連意識調査」だ。この調査は、八四年一月 鉄鋼労連組合員四万人を対象におこなわれたものだが、「政党支持率調査」では、自民支持一六・一%（一六・六%）、民社支持一一・一%（一七・四%）、社会支持一〇・一%（二三・九%）、公明支持一・七%（一・八%）、共産支持〇・六%（二・六%）、支持政党なし五五・三%（三三・三%）であった（かつて内は前回調査の七八年の数字）。

この背景をなしているのが、組合員の鉄鋼労連への「不信」の強さだ。「組合活動に組合員の意見は反映されているか」との間に、「よく反映」と答えたものはわずか一・六%、じつに六四・二%が「よく反映されていない」と答えていた。それは、「生活分野の充足度調査」で一時金に「不満」八一・四%、賃金に「不満」七五・七%と答えていた当然の反映である。

このように、鉄連は組合員の支持をまったく得ていない。組合員の支持を得ていない組合執行部（社会党員はおそらくゼロ）が「ニュー社会党」に高い評価を与え、この組合機関の「介入」で社会党は右へ右へとなびいている。これで社会党が「政権をとれる」わけがない。

中曾根が支持を減らしているのは「一%」、靖国参拝、日の丸・君が代だ。だから、社会党の進む道は、中曾根の「戦後政治の総決算」と、その土台をなす「行革」に全面對決することだ。とりわけこんにち、「増税なき財政再建」の破綻が明らかであるだけに、「行革」の矛盾を前に突き出すことが、社会党の任務である。

三川鉱大爆発から一二二年

—CO患者・家族の実態と闘いは今—

「彼は、彼の愛した両親にたえず附添われてはいたが、しかし十年余の年月を、ただ肉体として生きているだけであった。両親の悲歎のほどは、この上もなかつたことであつたであろう。しかし、彼はその肉体で生きていなければならなかつた。彼はそう感じたかのごとく生きぬいた。もはや彼は、断末魔にあえぐ独占資本の合理化と称する残虐な方策をその無意識にされた肉体で、告発し続けた。生のあるかぎり、利潤のみに奉仕する資本主義に抗議した」（向坂逸郎「ある青年の死」労働大学刊『三池と私』所収）。

向坂先生は、七五年一月七日、その生をとじたCO中毒被災者宮嶋重信さんをいたんでこのように書いた。生命は地球より重いというが、この単純な、あたりまえのことをわからせるために、宮嶋さんをはじめ多くのCO中毒患者と家族は言語に絶する生を生きなければならなかつた。そして生き続けるためにはたたかい続けねばならなかつた。そのことは、三川鉱大爆発（六三年一一月九日）から二二年目をむかえる今も続いている。いま三池のCO患者、家族はいつたいでいるのか、現地をおとずれた。

「合理化」の生き証人

台風が大気を重苦しくしているムシ暑い一夜、CO患者家族である清水栄子さん宅で、栄子さんと、沖克太郎さん、池田重富さん（ともに患者、現三池労組員）はじめ幾人かの交流会に参加した。

映画「地底からの告発」で、ガッチャリとした好男子ながら、COですっかり神経をやられた御主人に、○や△や□をかいたノート片手に子供にさとすようリハビリをされたいた主婦の姿が映されていたことをおぼえている方も多いだろう。その人が清水さんだ。今息子さん夫婦、御孫さんと薙尾市のはずれで暮している。というより三井資本の足元にしつかりとくらいいいているといった方が適當かも知れない。

清水さんの御主人、正重さんは九州大学付属病院第二内科に二年間入院し続けている。容態は被災後半年で「赤ン坊のような状態」からつきそいがいればやっと生活できるところまで回復したが、その後は良くなつていない。着衣、食事、用便、入浴、等すべて助けがいる。脳細胞を深くおかされ、「視覚失認」といって、モノが存在するのはわかっていても、それが何であるかはわからない。被災前は剣道の有段者だったそうで精かんな表情の写真をみせてもらった。栄子さんにいわせれば「もっこすそのもの」で正義感のかたまりのような父親であった。反面、音樂が好きでハモニカが得意だった。今でもときどき病院の屋上にいってハモニカをふく。「じょうずだね」というと、ほんとうにうれしそうだという。しかし、正重さんに正常な判断力はもどつていてない。病院の窓に白い洗濯物をほしておくと「雪やと？」と聞く。季節感も時の感覚もなく二二年間をすごしてきたのだ。最近、変なクセがついてしまったという。便所に山程紙をもつていて、肛門から大出血するほど使ってしまう。いくらいしても、一人にしておくと、同じことを繰り返してしまうのだ。

大切な御主人の有様を初対面の私たちにもかくすことなく語る栄子さんの一語一語に、「人間をつくりかえてしまつた」三井資本へのいきどおりがこめられていた。

一応は職場復帰している人たちはどうか。

鉱内労働のできぬCO患者むけに会社に新設させた造成職場が万田（一八人）、新興（九人）の二カ所ある。そこで働く池畠さんは「会社が患者を飼い殺しにしようとする意図がありありとしている」という。池畠さんの賃金はわずか一三万円。超勤などできる体ではないのだから、むろん基準内賃金だけだ。病氣で入院したとき生活保護を申請したら、受け入れられた。以前はノリ網づくりなど仕事があつたが、今は会社も責任ある係員を配置もせず、仕事といつたら敷地に野菜をうえる「農作業」だけ。会社は「員会の悪いときはいつでも休んで通院して下さい」というが、少々きつくとも池畠さんは出勤する。「どうせ死ぬなら会社で死んでやる」という気持もあるし、「何となく休みたい」というので休み続けてしまえば「会社に責任追及しようといつても足がぶる」からだという。

池畠さんの症状は視神經にあらわれている。ひどくなれば失明の恐れもあり「今やつとこさ仕事をしているが、ここはがんばってかんと。嫁のオジキも三川鉱で殺されたし」と語る。この造成職場には三池労組の分会があり、地畠さんが分会長だ。CO患者ばかりなので計算が満足にできず、分会会計を決めるのに苦労したというが、そういう仲間たちが力をあわせ、例えはわざか九人しかいない新興作業所だが、ちゃんと浴場も要求しかちとってきたという。

清水さん、沖さんは三池労組とまったくわけへだてなく第二組合員の実態も親身に語ってくれる。第二組合で一番ひどいといわれる高尾さん（九大病院精神神経科入院）は、最近歯を全部ぬいた。もし虫歯になると細菌がそこから体内に侵入する危険性があるかららしい。一人がつきっきりで流動食を入れる。奥さんだけは見わけがつくので、奥さんが来るときだけにこりと笑う。体の大きい人なので両手をもってやつとたたせることはできるが、前には歩けず、左足を軸にグルグルまわるだけ。その高尾さんも、教育勅語だけは忘れることができず、スラスラと暗唱するというのだから、資本主義合理化の非人間性おとらぬ日本軍国主義の骨髓にまで達する人間改造の恐ろしさをも、生き証人として告発し続けているといえよう。

ナフタリンを食う

今こそし、患者と家族の実態に耳を傾けていただきたい。このように実態が三池の人びとの口から怒りを込めて語られ続けられていること自体、たいへんなたかいと苦労のためのものなのだし、一言一句といえども大事にしたいからだ。

清水さん宅で間接的には聞いていた患者・家族の実態を翌日御本人からじかにうかがつた。そのうちの一人、塙本みすえさんの御主人正勝さんが被災され虫の息でかつごこまれたとき、医者は「ガスをすつただけだから三日もすればよくなるよ」といつてのけた。だからみすえさんは「三日目をたのしみに」つきそつていた。だが二〇日目にやつと意識だけはもどったものの、以降言葉ではとてもいいあらわせない闘病生活が続く。みすえさんの必死の努力もあって、「いっときはニコニコしてまったく手がいらんように」までなつた。だが三年前から容態が悪化し、CO中毒特有の幻覚症状がひどくなつた。大牟田の病院から労災病院に移したが、三時に災労病院のつきそいさんにひきわたしたところ夜八時には「めんどうみきれない」といわれて玉名の蓮沢病院（精神病院）にその日のうちに移された。「ところが、そこが鉄格子のはまつた監獄みたいな病院で、着がえはさせん、クツ下もかえさせん。だんだんやせていくのが目につき、体重が四五キロまでへつて、それで医者に『カユばかりでなくてせめて普通食くらいやってくれないか』と頼んだら『そげんいうなら連れて帰れ』といわれて、ほんとにくやしかつた」

そして昨年七月、正勝さんが外泊で帰宅していたときのことであった。正勝さんがトイレに三〇分も入っていたので「長かったネー」と声をかけてふと口元をみると、カリカリと何かをかじっている。「おかしいねー、どこにお菓子があったとねー」と口を開けさせてみてみすえさんは愕然とした。トイレにつるしてあつた脱臭剤を口いっぱいにはおぼつていたのだ。救急車ですぐに、天領病院に運びこんだ。そこで洗じようして「もうだいじょうぶ」というので、二日ほどおいて蓮沢病院にもどし一安心していたら、急変し硬直状態になった。またいそいで天領病院にかつぎこみ、洗じょう、注射、浣腸のくりかえしでやつと脱臭剤をあらい出し、一命をとりとめた。このようにかたつたすみえさんは、それでも「こういうふうに話したって、実態はわからんばってんね」という。

いったい、労働者と家族が、どうしてこのような苦しみを味あわねばいけないのだろうか。

たたかいの二二一年間

しかし、これらの実態は氷山の一角にすぎない。その背後には一九六三年一一月九日以降の二二年間がある。どのような二二年間だったのでしょうか。

それは、資本主義的合理化の生き証人を、物理的に、精神的に、社会的に一人残らず抹殺しようと、独占資本が総力をあげてきた二二年間であった。したがって、患者・家族にとっては、文字通り生き続けるためには一日たりとも資本の責任追及の手をゆるめるわけにいかぬ、たたかいの二二年間であった。CO闘争の大綱は、元三川支部長の谷端一信氏が「社会主義」七月号（今なお続く遺族・CO患者の鬱いと苦しみ）で適確にのべておられるので再読をお願いしたいのだが、資本主義的合理化は底なしに労働者を苦しめること、したがってそれへのたたかいもまた底なしであることを示している。したがってまた、二二年間の経過に、独占資本の卑劣さと、たたかう労働者のしたたかさのほとんどがつくされているといつても過言ではない。

それでは、どのようなことがあったのか、ここでは限られた二日間のうちに聞きとめたことの一端だけを紹介しよう。

「七年四月、CO患者に就業規則を適用しようという攻撃がきた。例えば三年以上休職している者は解雇されてしまう。造成職場の川口さんが、長期に休んでいたため、解雇されそうになってしまった。そこで川口さんを病院から連れ出し、職場に連れていく。今日は出勤したね」と会社に確認させた。会社はジョウロを握らせ水まきの仕事をさせようとしたが、川口さんは指先が不自由になっていて努力しても握れない。本人は緊張のあまり調子が悪くなつたので休憩室につれて、休ませていたら、係長がとんできて『何で病人ばつれてきたか』とわめいた。それで皆も怒った。川口さんは首を切るならここで死んで会社の責任は追及するといつとるたい』とワーッとなつた。それで係長も『出勤は認めるから、ひとまず帰つてくれ』とあやまつた。こんなよくなつたかいをして、多くの仲間を定年まで解雇させにきた』（池畠さん説）。

「ある年に五八人の重症者をのぞく入院患者全員に治療をうち切り、大牟田労災病院からの追い出しがされようとした。一人で歩けない患者まで退院させようとしたし、医者も全責いなくなり、食事もストップされた。けいれんをおこしたときは、入院していながらよそから往診をたのみ、食事は弁当屋にたのみなどしてがんばつた。家族は病院の待合室に交替で、小さい子供をおんぶしながら泊まりこみ、座りこみ抗議行動をし、ハンストも

した。最後は組合本部にベッドをもちこみ、医者も呼び、そこを病院にして会社への抗議行動を続けた。そして三審制度という、一方的な治療打ち切りへの異議申請制度をかちとることができた。」

「会社は入院患者に、温泉療養にいつてはどうか、家庭に帰ってはどうか」とスキあらば退院させようとしてくる。そのつど家族会でおしかけていて、『どうしても病院から帰すなら三井鉱山に返してくれ、私たちはうけとれません』と抗議する。このくりかえしです」（家族の皆さんのお話）。

資本主義である以上、こうした攻撃ひとつをはねかえしていくことは、当然にもブルジョア法に穴をうがつことに通じる。有名なCO立法闘争の意義の巨大さはいうまでもないが、むしろ無名の患者、家族、遺族、組合員一人ひとりが力をあわせ、日常的な大衆闘争の展開によってかちとってきた諸協約、慣行が、いかにCO立法闘争の内実化として労災法などの制限を打破したものであるか、もっとわれわれはまなんでいいと思う。それは前述したような解雇規制にはじまり、治療費会社負担、社宅の居住権、さらには入院患者外泊時の送迎に会社の車を使用する権利に至るまで、生活の一コマ一コマにきざみ込まれているのだ。

重大な時期をむかえたCO闘争

いうまでもなく、三池労組、患者、家族、遺族は一体となつてたたかってきたのだし、このCO闘争は「長期抵抗・統一路線」そのものであるといつてよい。

ところが、今年になってたたかいの一大転換につながりかねぬ動きが表面化し、それともないきわめて残念な事態がおきている。一二年にわたりたたかわれてきた「三池大災害損害賠償請求裁判」の和解打診にともなう事態である。

三池労組・三池大変災原告団自身の言によればこうだ。

「裁判闘争も大詰めとなつた本年一月、福岡地方裁判所の谷水裁判長から『和解意思の有無』について打診があり、私たち原告団は弁護団の見解と組合執行部からの問題提起を受け、二ヵ月半にわたつて民主的に討議を重ね、四月二十一日の臨時総会において『和解のテーブルにつく』ことを原告大多数の意志として集約し、これを受けて三池労組も大衆討議の結果『和解のテーブルについてたたかう』という方針を圧倒的多数で確認しました。ところが、討議の過程から原告の一部が意見のちがいを理由にグループをつくり、大多数の原告の意志や組合の機関決定を無視して、あくまで『和解反対』を主張して別行動をとっています。

これは『統一と団結』の旗を投げてるもので、原告団の分裂と組織への混乱をもたらし、裁判闘争を弱体化させるものです。また和解の席での責任追及をおそれる会社側に、テーブルにつくことを拒む口実を与えるなど和解による勝利を目指す大多数の原告の意志を踏みにじるものであり、厳しく糾弾されなければなりません」（三池労組機関紙「みいけ」八月一日号）。

熊本の地元紙は、四月二一日の原告団総会のようすを次のように報じた。「佐伯静治弁護団長が、裁判の見通しについて説明し、①遺族や軽症患者については時効が認められ、実質的な敗訴になる危険性が強い、②事故の原因論についても決定的に有利という状況ではない——などの理由を挙げ、『負けることが許されない状況の中では、次善の策として和解を勧めたい』と、和解策を提案した。これに対し、主に遺族の間からは『長年の苦労を時効という形で無視されたくない』

『原告も高齢化し、組合も自然消滅の運命にあるのに、最高裁まで闘うとい論議は現実的でない』などと、和解策に賛成する意見が出された。しかし、重症患者を抱える家族などからは『和解に応じれば、患者の治療や介助に対する会社の保安責任があいまいになる』など、和解に反対する意見が出された。

双方とも、それぞれの体験と考え方を涙を流しながら主張し意見が一致しなかったため、出席者の無記名投票を持ち込まれた。その結果、賛成者八十票、反対四十六票で、原告団としては、裁判所の和解案に応じることを決めた』(「熊本日日新聞」四月二二日)。

五月以降の事実経過だけ紹介しよう。五月一一日に裁判継続者代表が裁判継続者も組合方針とするよう要請。同三〇日、三池労組中央委員会で和解方針を決定。六月一九日、三池労組

「裁判継続者についてCO問題についていつさいの対応をしないこと。さらに派生する諸問題についても閑知しない」ことを決定。七月七日、原告団臨時総会、裁判継続者十人を「除籍」。同八日、佐伯弁護団長、継続者十人について代理人の辞任届を出す。さらに、原告団から二〇人が「追加除籍」。八月五日、裁判継続者一〇人、福田徹弁護士に原告代理人を委任す。同七日、佐伯弁護士「追加除籍者」二〇人についての代理人辞任届提出。同三〇日、三〇人で福田

徹弁護士を代理人とする原告団を結成(団長元三池労組組合長、沖克太郎氏)。つまり、裁判継続をのぞむ三〇人の人びとが原告団から「除籍」、組合からの「対応」うち切り、弁護士の代理人辞任という経過を経て、福田弁護士を代理人とする原告団を結成せざるをえなくなつたということだ。

一、二〇〇人が緊急結集した九・一集会

それでは三〇人の言い分はどうだらうか。「福岡地裁に提訴以来十二年間、これまでのCO裁判の経過について弁護団はほぼ全面勝利するし、判決は、あと一年六ヶ月程であると公言していました。ところが本年一月、福岡地裁の和解打診について、わたし達は当然一蹴するものと思っていたところに、弁護団はこれまでの態度とは裏腹に、裁判は敗けるから完全敗訴をさけるために、和解で解決した方が良いとの態度を明らかにしました。

三池労組執行部も和解での解決を明らかにし、三池労組の方針に従わない者はCO患者の取扱いはないと機関決定しました。原告団は、組合や弁護団が和解での方針であればしかたがないとしてその多数が和解の方針を決め、裁判をつづける者は除籍すると決定しました。わたし達は、三井資本で起した大災害の責任を明らかにできない和解での解決は、三池CO闘争の実質的な終結を意味します。しかも、今後三井の責任を問えないということは実質的にCO患者の解雇や治療打切りを許すことになり、CO患者や遺族の抹殺を意味します。これまでの闘いで経験したように、弱者であればある程闘いつづけなければ、自らの生命や生活を守ることはできなかつたのです。従つて、これまでの三池や原告団の方針を具体的に守りつづけるために、去る八月二十日原告団三十人で三池CO闘争を開くための原告団を結成しました』(『三池CO闘争勝利、権利確立、労働災害撲滅会議』――代表責任者、塚元敦義、福田、徹、灰原茂雄、谷端一信――「三池CO闘争の経過」より)。

そして九月一日、荒尾市公会堂で、塚元、福田、灰原、谷端四氏の呼びかけで「CO闘争勝利、権利確立、労働災害撲滅決起集会」が開催されるに至つた。座っているだけで額から汗がふき出るムン暑さのなか、公会堂内はギッシリ超満員。前の広場にもテントをはりイスをならべ、千二百人の活動家が参加した。開会冒頭、灰原さんから「三〇人が苦しみ悩みながら闘っているから皆さんも結集された。CO闘争には脈々とした伝統がある。

このたたかいの意義を日本中の労働者にひろげよう」とあいさつ。原告團長沖克太郎氏から経過報告をうけ、訴訟代理人たる福田徹氏が、「敗北ムードをつくることによって裁判終結をめざす動き」に針をさし「ここに至れば最低限の生きる権利を守るかどうかで、三人はたたがるを得ない。皆さんの力によりながらがんばっていく」と決意を表明した。

○次にたった原告團副團長石原マサ子（家族）さんのうつたえは満場の心をとらえた。石原さんは仲間たちの実態をせつせつとのべたあと、次のようにうつたえた。

「一六年前に亡くなつた宮嶋重信さんが生きていたとき、親心としてほんとは他人にみせたくないはずの重信さんの姿を、母親のイシさんは『合理化の生き証人だから』とみせつけました。そのイシさんは今『重信が生きていたらきっと裁判継続を望むと思います』と、私たちとともに元気にがんばっています。私たちはC.O闘争を出発させたときから『ガネはいらん、生命をかえせ』といってきました。保障の名のもとに金銭でほうむりされるような世の中の姿を暴露し、資本家の責任を追求するのがC.O闘争です。入院している主人にかわって、事実を語り続けたたかい続けることをちかいます」。

その後、国鉄反合研をはじめ各地でたたかう仲間から連帯のあいさつが続いた。C.O闘争の発端から現地指導者として努力されてきた元三川支部長谷端一信氏は「生きるためにには二年間たたかい続けるしかなかつた三〇人は三池の長い長い労働運動そのものです。情勢はきびしく条件は悪い。しかし本人たちは、たたかうなかで人間らしくなるといつています」と確信をもつていう。最後に塚元さんが閉会あいさつ。「三井独占は、生命までは売つていらない私たちから生命、健康、すべての生きがいをうばつた。このやつてはならないことをした三井への責任追及、それにもなう保障を要求する。あきらめぬことのできぬことをやり続ける決意をここでうけた。これを私たちは労働者運動としてつくりあげてきたし、三〇人はこの長期抵抗路線をそつくりひきついだ。原告團は、第二組合の生命と権利も闘うことで守られるという労働者階級の立場にたつた決意をしています」と。

以上、とりあえず三池の動きを報告した。事の是非は、伝統ある三池労組内のことであり軽々に論ずるべきではなかろう。しかし、はじめに紹介した患者・家族の実態は共通だし、たたかわない限りたとえ和解とはいっても勝利的和解はありえないし、三井資本はこれっぽっちも信用できない等のことは一致しているはずだ。ただ遺族の人たちと、患者・家族の人たちでは、鬭いの切実さもちがうのだろう。それならそれで、「和解組」と「継続組」にわけ並進的にたたかう道もあるはずなのになぜ「除籍」というような強硬措置がとられたのかなど、三池労組に敬意をはらつてきた者には不可解なことも多すぎるとしてや裁判継続を主張する部分がいると「和解の席につくことに抵抗をしめす会社に絶好の口実を与える」（『みいけ』号外、八月二九日）という意見は不可解だ。三池労組自身「闘いなくして和解はない」というのだから、継続組の会社責任追及が迫力もつて展開されるほど、和解条件がすこしでも前進すると考えるのがまつとうなことだ。いずれにせよ、改めて患者・家族の実態に目をむけ、資本の責任追及の手をいっそう強めることは、立場がどうあれなさねばならぬ責務ではないだろうか。

三井資本への責任追及が続く限り、患者・家族がたたかいとつてきた生存条件に手をかけることはできない。「労働者は弱いからこそたかわんと生きていけません」という二年間を込めた重い真理は何人も無視できないし、今こそすべての労働者の共感を呼ぶであろう。

〔資料(1) 灰原・塚本・谷端・福田氏のよびかけ（全文）〕

三池C.O闘争の勝利をめざして

全国すべての職場に働き、地域に闘うすべての仲間に、われわれは、呼びかける。

三池争議を典型とする三池闘争は、働く者の立場に立ち抜く労働運動、大衆運動の戦後最大の基点であった。何人も信じて疑わなかつた他ならぬ三池で、今や三池闘争最後のとりでとも言ふべき三池C.O闘争をめぐつて事態は重大化している。

三池C.O大災害は、一九六三年一月九日に発生した。死者四五八名、C.O中毒患者八三九名にのぼる慘憺たる生命・身体破壊は、非慘をきわめつつ続発する炭鉱災害事故のかでも、まさに空前絶後であった。

しかるに、一九七三年五月の提訴以来一二年ひたすら三井鉱山資本の災害責任を追及しているかに見えた三池C.O訴訟で、本年一月、福岡地方裁判所が当事者に「和解意思の有無」の打診を行うや、にわかに消滅時効の完成で裁判の見込みがうすいとか、裁判継続は組織・財政上むつかしいなどとして、ともかく和解のテーブルにつこうとする提起が公然化した。ついには、一方で遺族たる原告たちの二二年にわたつて果たしえぬ痛恨の思いを消滅時効に託して抑えこもうとした。他方でとりわけ患者とその家族をはじめとする原告たちの二年の苦しみ、今後の人生を切り捨てられる者の筆舌につくしがたい深刻な苦悩と切実な要求を無視し、切り捨てをはかつた。ついには、あろうことか指導に従わぬ原告らを原告団から除籍、除名する工作が、違法な手続のなかで強行された、さらに加えて三池労組の指導部は、この除籍、除名と同時に「裁判継続者については、C.O問題について一切の対応をしない」とし、除名された原告らをめぐる権利保障の闘争から手を引くと声明するに至つた。

今や、事態は深刻であり、重大であり、心ある者のすべてに傍観、放任を許さぬまでに立ち至つている。

第一に、三池労働運動は三池争議になつたといふにとどまらず、戦後日本労働運動、否、内外にわたる働く者の権利を守り、働く者の立場をさし示す労働運動のもつとも良心的な扱い手として評価され尊敬されて來たはずだつた。その他ならぬ三池労働運動が、今や働く者の権利、被災労働者の権利と生命を守るとりでとなりえないことが明白にならうとしている。われわれは、働く者を犠牲にした石炭鉱業合理化の果てに起きた三池の今回の事態に、まず痛切な衝撃を受けた。さらに、働く者の権利と生命を守るとりでが三池で崩れ去ろうとする事態のなかで、C.O中毒の果てしない泥海に溺れる被災労働者、家族たちが、その淵から立ちあがりうるか否か、これが問われる事態を手をこまねいて見まもるのは、生きとし生ける者の良心にかられて許されるべきではないと深く認識した。われわれは、今こそ改めて三池労働運動の勝ち取った成果と教訓を今に生かしながら、三池に苦しむ者とともに立ちあがり、その権利、そのいのち、そのしあわせの最後のとりでを守り抜かなくてはならない。

第二に、三池C.O問題における無原則な処理、ゼロよりはましという「敗けの和解」の

ごとき屈辱的な事態を許せば、ことは日本に働くすべての者に今しかけられている「戦後の清算」、大量の雇用切り捨て、権利総破壊の動きに連動することとなる。

もともと、三池争議における三池労組一、二〇〇名の指名解雇の強行、その成果を踏まえた安全無視のなかで起るべくして起きた三池CO大災害の一、二九七名にのぼる大量の生命・身体破壊は、その後における、いわゆる低成長路線が全面的に展開される日本列島で、まさに権利はく奪、権利無視、雇用切り捨て、人間破壊の原型となり、「財界」自民党政権の教典となつたのではないか。他ならぬその三池CO災害の責任が問われた三池CO訴訟について、せめて資本責任を追及する路線を堅持することなくして、どうしてわれわれは現段階においてわれわれ自らが当面する働く者の権利総破壊の事態に立ち向かうことが出来ようか。

今日、史上空前の収益を独占資本が收める一方で、「行政改革」をかけつつ働く者の雇用と権利、労働住民大衆の生活を切り捨てる工作が苛烈に展開され、逆行革、働く者のいのちと権利の確保がふたたび強く叫ばれている。そうであるなら、全国すべての心ある仲間たちは、「行政改革」と称する切り捨て合理化の体制的原点、三池CO闘争の現場であくまで闘わなくてはならない。

この闘いは、率直に言って働く者のいのちと権利の最低限を守り、人とし生ける者の悲しみと苦しみを見つめ抜く闘い以外の何ものでもない。三池労働運動の今日における挫折に象徴される全体的な事態の中で、われわれの闘いは、今こそ基点よりふたたび始められなくてはならない。

いまさらにして出された「時効の壁」の衝撃にゆうりだ遺族たちの誰一人として三井鉱山資本に「敗け」てよいと思う者はいない。「ともかく和解を」とされ、与えられる若干の示談金を得て、以て故人のつきせぬ恨みを鎮め、ひるがえって子々孫々の評価をかちうると思う者は一人も居ないだろう。かまえを立て直し、ともに闘う団結をつくり直して道を開こう。

すべてのCO患者、家族の苦しみは、今更重ねて語られることを許さぬ程きびしさに満ちている。きびしさと共に認識するすべての者は、きびしさを生み出した責任と共に追及し、きびしさをはね返す闘う団結を、今ひとたび共に築きあげようではないか。

われわれは、三池労組の指導部の諸君に訴える。今こそ三池労働運動の基本に共に立ち帰ろう。全国に奔騰し伏流する働く者の熱烈な願いにこたえ、支持の拡がりを堅く信じつつ共に闘いに立ち上がる。

全国すべての職場に働く仲間たち、地域に闘う仲間たち。今こそ三池で闘おう。三池で闘い、権利闘争の大原則を確かめ合うなかで、われわれすべての職場、地域の権利、いのち、くらしを守り抜く展望を切り開こうではないか。

一九八五年八月二〇日

資料(2) 三池C.O闘争の経過

一九六三年十一月九日午後三時十五分、三池炭鉱三川鉱において、炭じん大爆発が起り四五八人の尊い仲間の生命が奪われ、八三九人がC.O中毒症に犯される、戦後世界でもはじめてといわれる大災害が起きました。

当時、大牟田、荒尾の市中に救急車のサイレンが鳴りづけ、傷ついた労働者が三井天領病院をはじめ、市内中の病院へ運びこまれました。助かってよかったですと喜んだものの一家族が見守るなかで眠りつづけている者、ベットであばれくるいつづける者、意識をとりもどしても妻や子供の顔をも忘れてしまった者、無理に助かたたといつて自宅に帰り近所の葬儀の手伝にいったものの、金銭の計算もできなくなってしまった者、などが続出しました。

なかでも、大牟田の体育館には四五八人の白い棺が並べられ、そのままわりに家族や仲間の怒りの涙が溢れていきました。社宅という社宅には、花輪の列がつづき、一家の柱を奪わぬ幼ない子供をかかえた遺族を前に、社宅ぐるみ深い悲しみと怒りの日々がつづきました。

三池炭鉱に働く労働者にとって、この日を忘れようとしても忘れるものでできない、「十一・九」の日で、まさに労働者にとっては「屈辱の日」でもありました。

この大災害を三池労組は起るべくして起きた人災であり、三井独占資本と自民党政府が行つた、人命無視の生産第一主義による体制的合理化によるもので、再びこのような大災害を起さないために、三井独占資本と自民党政府の責任を社会的に明らかにするため、三池労組の総力をあげて、C.O闘争を闘いつづけることになりました。

この大災害の原因を掘り下げるために、三池の闘いをふり返ってみますと。一九六〇年「三池と安保」の闘いは、一千二百人の組合活動家の首切りを許さないということだけではなく、日本の労働者階級にとって、特に炭鉱労働者にとってはまさに、死活の問題であったのです。

一千二百人の首切りを強行した独占資本は石炭産業のスクランプ化を急速にすすめ、炭鉱ぐるみ、地域ぐるみの首切りが行われました。残された炭鉱では保安無視の労働強化が行われ、三池では年間死亡災害を十八人を数え、三池闘争以前から十倍も災害が増えました。

しかも、大災害は三池にとどまらず、北海道の夕張鉱で、長崎の伊王島で、福岡の三井山野鉱とつづいて大災害が起こりました。このことからも大災害の原因是、体制的合理化にはかならないのです。

三池のC.O闘争は、総評が三池現地で行つた労働災害の集会で「抵抗なくして、安全なし」「安全なくして、労働なし」の方針が総評運動として拡がるなかで、資本や政府に対する責任追求の闘いとして、「父ちゃんを返せ」「C.O患者を元の身体にして返せ」という立場からC.O患者の解雇制限、完全治療・前収補償など具体的な要求をかかげ、C.O立法制定の闘いとして全国の闘う労働者に拡がつていきました。

一方、独占資本と自民党政は国家権力をたてに、御用学者を雇い三池の炭じん爆発の原因について、「風化砂岩」という新しい言葉を使って保安サボではないとして不起訴処分にしました。

さらに、三池医療委員会（九大・熊大・久留米大）の医師を雇って、CO患者は組合原生病であるなどでちあげ、CO患者の治療を打ち切ってきました。

このような、CO抹殺の攻撃に対し、CO患者家族、遺族、三池労組ぐるみで座り込み、ハント、抗内座込み行動など労働者や三井鉱山への闘いをつづけてきました。

わたし達の必死の行動にもかかわらず、三井独占資本は、大災害の責任を認めないとばかりか、三池炭鉱における労働災害は九・二八の大災害をはじめとどまることなくつづいていたのです。

十年近く闘いつづけた三池のCO闘争は、地域住民とも結び、原爆の被害者や企業の住民無視による公害のタレ流しで被害を受けた住民が企業と国家権力に対する闘いに立ちあがり、四大公害裁判闘争へと発展し、勝利の展望を明らかにするに到りました。

わたし達は、このような情勢をとらえ、一九七三年五月一一日、三池大災害の責任を明らかにするために、裁判闘争に立ち上りました。

福岡地裁に提訴以来十二年間、これまでのCO裁判の経過について弁護団はほど全面勝利するし、判決は、あと一年六ヶ月程であると公言していました。

ところが本年一月、福岡地裁の和解打診について、わたし達は当然一蹴するものと思つていたところに、弁護団はこれまでの態度とは裏腹に、裁判は敗けるから完全敗訴をさけるために、和解で解決した方が良いとの態度を明らかにしました。

三池労組執行部も和解での解決を明らかにし、三池労組の方針に従わない者は、CO患者の取扱いはしないと機関決定をしました。

原告団は、組合や弁護団が和解での方針であればしたがないとしてその多数が和解の方針を決め、裁判をつづける者は除籍すると決定しました。

わたし達は、三井資本が起した大災害の責任を明らかにできない和解での解決は、三池CO闘争の実質的な終結を意味します。

しかも、今後三井の責任を問えないということは実質的にCO患者の解雇や治療打切りを許すことになり、CO患者や遺族の抹殺を意味します。

これまでの闘いで経験したように、弱者であればある程闘いつづけるため、去る八月二十日原告三十人で三池CO闘争を闘い抜くための原告団を結成しました。

今後、三十人の原告は固く結束し三井資本の責任を明らかにし、被災者の完全補償を確立するために闘い抜きます。

総評と同盟の対立は激化へ

一 労戦再編成の現段階

労戦の右翼再編は、全民労協が「中間報告」（五月）、「連合組織の進路（第一次案）」で、(1)全民労協の連合体への移行、(2)国際自由労連への一括加盟、(3)地方組織の再編確立を明らかにし、総評の官民分断、民民分断、地・県評の再編がだれの目にもわかるようになつて、総評内に大きな動搖と不安、反撃への条件を生みだした。総評と同盟の間に、(1)既存ナショナルセンターと連合体のあり方、(2)「五項目」をめぐって新たな矛盾と対立が顕在化したものとのゆえである。

総評の基本的態度とは次のようなものである。第一、連合組織は全民労協の強化・発展したものであり、かつ全的統一段階の組織。第二、連合組織は、全的統一に至る過渡的組織として四ナショナルセンターと共存（単産はナショナルセンターと連合組織の双方に加盟）。第三、連合組織の次の段階の全的統一が達成された時、四ナショナルセンターは解散。これにたいし同盟の見解はこうである。第一、全民労協を中心に進められてきた、今日までの経過を尊重する。第二、民間先行を基軸とする「基本構想」を堅持し、連合体に移行すること。第三、連合組織は、同盟のような役割と機能を持った新しいナショナルセンターであり、従つて二重加盟はあり得ない。第四、労働団体間の協議は、全民労協を中心に行われること。第五、存るべき連合体の姿を、昭和六一年の各産別の大会まとめるよう、全民労協に要請する。連合体移行への具体的方法については、明年度同盟大会における運動方針で明らかにする。第六、地方組織問題については、中央における協議がとのうまで、活動は保留する。

みられるように、『違』は明らかだ。とりわけ同盟は、総評が「全的統一」をもちだしたことば、従来の経過を無視するものと、たけり狂つているわけだ。総評と同盟の対立は九月一二日から始まつたゼンセン同盟大会で宇佐美ゼンセン同盟会長（同盟会長）が、統一の条件として、『左派排除』をこう述べたことからさらにエスカレートした。

「この連合体は、民間先行の統一体。しかし、同盟にも官公公労がある。参加したいところのあつかいをどうするか。一つの方向として、民主的労働運動の展開に準じて統一体をつくり、そのうえで官民ブリッジもあるう。総評の官公公労と同盟の全官公とは方針的にも対立しており、統一の実現は不可能。総評・官公公労の人たちは自らの体質を変え、同盟・全官公と統一することが大事。自治労、日教組、国労のなかには三分の一程度の共産党・統一懇をかかえており、これらは全民労協に反対している。これと闘わなくては統一はありえない」

これに総評の真柄事務局長は記者会見。全民労協はナショナルセンターではないと述べるとともに、総評傘下組織への宇佐美氏の発言に強く反論した。

「労働運動のナショナルセンターといふのは、賃金闘争や制度要求だけでなく平和運動、政治路線、選挙などあらゆる運動領域をカバーするものでなければならない。全民労協が連合体になつたら、即、運動領域をカバーできるのか、この点ははつきりしておくべきだ」

「イデオロギー的選別の論理は認められない。（共産党系の統一労組懇の主張に対し）きせんとした態度はもっているが、統一労組懇を淘汰しろというのは産別への介入」これによつて、同盟と総評の団体間協議は決裂。現在、全民労協のボス連中の頭を悩ませている。全金同盟、鉄鋼労連、あるいは全民労協の堅山議長らさまざまに「中介案」を出していゝる背景である。

他方、総評は九月一八日、労戦統一対策委員会を開き、全民労協の連合体移行について、「全的統一の前段階の組織であり、総評と併存する」との見解を確認した。また、各地の県評大会では、全民労協の連合体移行問題が、かつてないほどに論議され始めている。こうしたわれわれにとって好ましい動きがおこっているとはいゝ、それは「総評がしばらくの間は『解体せずに残る』ことを意味するにすぎない。労戦再編粉碎のたたかいはいよいよこれからが正念場である。

資料(3) 全民労協「連合組織の進路」(2)

Ⅲ、新たな発展を求めて

(1) わが國労働運動は、戦後四十年を経過したが、その間、民主主義の確立と労働・生活の条件改善に多大の成果をあげてきた。

しかし、働く者はもちろん国民全体の幸せを求めた、労働戦線の統一は、いくつかのうねりはあつたものの、結局は路線の対立と相互不信によって再編と分裂をくり返してきた。われわれはこのようないかでしい体験をふまえて、不退転の決意で労働戦線の統一推進に全力をあげ、幾多の苦難と試練を克服し、一九八二年一二月一四日に歴史的な全民労協を結成、今日まで三年間、諸活動を積極的に展開してきた。

全民労協の活動の「評価と課題」については、Ⅱ項で述べた通りであるが、最も忘れてはならないのは、全民労協は労働戦線統一の一里塚ということである。

われわれは、民主主義を擁護し、自由・平等・公正・平和な社会を築いていくため、労働者の諸権利の確立はもとより、国民的、市民的な課題にも取り組み、労働運動としての社会的責任をはたしていかなければならない。

そのため、労働戦線統一の推進母体としての全民労協を、可及的速やかに連合組織に移行し、労働運動の基盤強化をはかり、「時代の改革者」たる勇気と誇りをもつて、自由にして民主的な労働運動を強化・拡大していく。

(2) われわれは、連合組織の強化・拡大を積極的に進めるとともに、加盟組織相互の理解と信頼をより深める中で協力関係を推進し、産業別組織の再編・統一、加盟組織の拡大・充実強化をはかり、労働戦線の統一を積極的に進めていく。

また、労働組合組織率は労働態様の多様化の進展などがあるにせよ、低下を続け、八三年には三〇%を切り、八四年には二九・一%となってしまった。

同組織率の低下に歯止めをかけ、組織率を向上させていくためには、産業別組織の組織化努力とあわせて、地域における組織化・活動の強化が必要である。

しかも、未組織労働者の賃金・労働諸条件は、組織労働者に比して、劣悪な状態におかれているのが一般的である。

新たな連合組織は、このような観点から、未組織労働者の組織化の推進と、賃金・労働諸条件の成果の未組織労働者への波及を通じ、労働者全体の経済・社会・政治各方面における地位の向上をはかっていく。

(3) 労働界は、賃金闘争を労働者の実質生活水準の向上はもちろんのこと、「中経済成長の達成」の重要な要素と位置づけて取り組んできた。

これに対し、財・経済団体は、相變らぬ「生産性基準原理」をタテに、賃上げ抑制にのみ終始し、労働者に我慢を強要してきたが、これは、日本経済、産業の将来に対する経営者としての責任を放棄したものと言わざるを得ない。われわれは、新たな連合組織の力を結集し、闘争体制と力の強化を背景に、賃金闘争の前進をはかっていかなければならない。

また、わが国の労働時間短縮は低迷を続け、先進諸国に比べ長時間労働となつており、そのことが激化する貿易摩擦の一要因とまで指摘されている。労働者の余暇の拡大と人間的・文化的な生活の充実、雇用の確保・拡大、国際公正労働基準の確立などの観点から、労働時間短縮・休日増にも積極的に取り組んでいく必要がある。

新たな連合組織は、賃金、労働時間などの基本的な労働条件の維持・向上のため、加盟組織の共通する課題について、時代の変化を的確にとらえた政策・方針の作成とその実現をめざし、労働諸条件向上の闘いを前進させていく。

(4) 日本経済は一回にわたるオイルショックを乗り越え、その結果、国際経済の発展と均衡に対する役割はますます大きなものとなつていて。完全雇用の達成、活力ある福祉社会の実現とあわせ、国際経済との調和を果たしていくためには、日本経済を中成長路線に定着させることが必要である。

しかるに雇用情勢の改善は遅々としており、また働く者の実質生活水準も年々の賃金引き上げをはじめ政策・制度改善の努力にもかかわらず、日本経済や企業業績に比べると改善が遅れている。

このようなかつにあって、労働者の総合生活を改善していくには、企業レベル、産業レベルの活動の強化とあわせて、経済政策、雇用、社会保障、税制、物価などをはじめとして、国民生活に関連の深い諸課題の政策立案と合意形成、それにともなう立法化に向けての運動、すなわち、政府に対する政策・制度闘争の充実・強化が必要不可欠である。そのため、労働組合としての主体的立場を明確にしたシンクタンク（例えば、経済研究所）の設立を含む政策・制度「要求と提言」の拡充とその確実な実践、および地方、地域への展開をはかっていかなければならぬ。

われわれは、全民労協を民間部門の全国的中央組織である連合組織に移行し、労働運動の「力と政策」の充実・強化をはかり、わが国労働運動の将来を拓いていく。

(5) 中小企業で働く労働者数は、全体の約八〇%を占めており、わが国経済を支える重要な役割を果たしているにも拘わらず、企業規模による労働諸条件の格差は大きく、その格差は近年拡大傾向にある。われわれは、そのことを労働運動として深刻に受けとめ、格

差圧縮に向けて、産業構造、企業基盤の安定・強化など、中小企業の環境改善、ことに地域経済との関係を重視しつつ、総合的かつキメ細かな中小企業労働者政策の充実と、その確実な実現をはかつていかなければならぬ。

そのため、労働運動の力を結集し、産業別組織および地域における未組織労働者の組織化の推進と、中小労組の地域における交流や政策・制度の改善等の共同行動を推進していく。

(6) 日本は、世界に類を見ないスピードで高齢化社会に向っており。この急速な高齢化に、いかに対応していくかが、将来の日本の活力維持と福祉社会の充実を左右するといつても過言ではなく、労働運動としても積極的に取り組んでいかなければならない。

われわれは、高齢化社会対策を重要な課題としてとらえ、「威儀をもって人間らしく老いる」ことが可能な社会の実現をめざしていく。

そのため、国民の将来に対する不安の解消をめざし、公正・公平な社会諸制度の確立を基本に、六十歳定年制の確立と六十歳台前半層の雇用機会の拡大をはじめとし、雇用・年金・医療・住宅・社会資本整備などを含めた、総合的高齢化社会対策の立案との確実な実践を求めていく。

(7) 近年、マイクロ・エレクトロニクス技術を中心とする技術革新の進展はめざましいものがあり、職場においては、F A・O Aの導入が進み、高度情報化社会の進展と市民生活にも大きな変化を起こしつつある。

また、経済のソフト化、サービス化など、産業構造・雇用（就業）構造が変化し、流通産業、情報産業、サービス産業などの第三次産業の比重が高まり、女子のパートタイム労働者が増大しているほか、派遣労働事業が増えるなど、外部労働市場は今後とも急速に拡大するものと見られている。

しかもわが国においては高齢化が急速に進むなかで、新技術の導入が図られるため労働組合が、中・長期的視点に立って産業・雇用（就業）構造の変化を展望した総合的な政策を確立し、雇用・環境の改善、労働に関する教育をはじめとする諸活動を推めていくことが、ますます重要になっていている。

ここにも新たな連合組織の役割が求められており、急速に変化する新たな時代を先取りした労働運動の発展をめざしていく。

(8) わが国経済は、世界のG N P（国民総生産）の一割を占めるまでに成長したが、一人当たりの国民所得や生活環境水準という点でみると、改善すべき課題が多い。一方で、管理社会化、高齢化が進展しており、今まで以上に精神面、心の豊かさの向上が求められている。

われわれは「労働運動は文化の担い手である」との自覚に立って、関係団体と協力しながら、労働者の福祉向上はもとより、労働時間短縮などによる余暇の拡大・充実、生涯教育の体制づくりをはじめとして、教育、文化の向上をめざした政策を推進し、その発展、啓蒙に寄与していく。

單純な価値形態(五)

第一章第三節（第五五一第六一パラグラフ）

b 相對的価値形態の量的規定性

〔55〕価値が表現されるべき、相對的価値形態にあるすべての商品は、一五シェッフェル（プロイセンでは一シェツフェルリ五四・九六リットル）の小麦、一〇〇封度（一封度四五三・六グラム。なお、岩波文庫版では重量単位「ポンド」は漢字、それから派生したイギリスの貨幣単位である「ポンド・スターイング」はカタカナに訳しわけられている）のコーヒー等というように、量の定まった使用価値である。それらは当然ながら人間労働の一定量を含んでいる。価値形態は、aでのべられたように、価値に独立の表現をあたえるという質的規定性をもつが、それだけでなく、その価値の大きさを量的にも表現しなければならない。

すなわち亞麻布（商品A）の上衣（商品B）に対する価値関係において、等価形態におかれた上衣は、ただ単に価値の体化物のひとつとして、亞麻布が価値をもつことを質的に表わすためにおかれたのではなく、二〇エレの亞麻布の価値を量的に表わすために、その一着に等しいとおかれているのである。

* 「」はパラグラフ番号。〔55〕は岩波文庫第一分冊九八頁、見出しの後から。

〔56〕ところで「亞麻布二〇エレは上衣一着に値する」という価値表現は、一着の上衣と亞麻布の二〇エレに等しい価値があるから、すなわち両商品に同じ大きさの労働量が含まれているからこそ成り立っている。

だが、商品の価値は、その生産力のいっさいの変化とともに変化する（〔17〕および〔33〕参照）。しかも生産力の変化は実際つねにあると考えられるので、その変化が価値表現にどのような影響を及ぼすかを見てみることにしよう。

〔57〕まず第一に亞麻布の価値が二倍になり、上衣の価値は変わらないばい、亞麻布二〇エレは上衣二着に値するし、逆に半分になれば、亞麻布二〇エレは上衣半着に値することになる。価値を表現すべき亞麻布の価値が変われば、等価物での価値表現が変わるのは当然のことではあるが、ともあれ亞麻布の価値変化に正比例して等価形態におかれた上衣の量が変動する。

〔58〕そこで第二に、今度は逆に等価形態にある上衣の価値のみが変化するばいを考えてみよう。上衣の価値が二倍になれば、亞麻布二〇エレの価値は以前の半分、上衣半着で表現される。また、その価値が半分になるとすれば、以前の倍の二着が必要になる。

したがって、相對的価値形態にある亞麻布自身の価値がまったく変わらなくても、等価形態にある上衣の価値変化のために、その相對的な価値表現は上衣の価値変化と反比例して変動しうるわけである。

〔59〕以上の二つのばいから次のようなことがわかる。すなわち、亞麻布二〇エレの相対的価値表現が上衣一着から上衣二着に変わったとしても、またその逆に半着になつたとしても、その原因が亞麻布の価値変化によるものであるかどうかわからない、ということ

である。その原因はそれぞれ二とおり考えられるからである。

〔60〕さらに第三に、その両商品の生産力がともに変化することもある。もし、両者が同一方向に同一割合で変化すれば、その相対的な価値表現は依然として「亞麻布二〇エレ＝上衣一着」のままである。しかしこのばあいは、もし亞麻布なり上衣が他の商品と価値関係を結べば、その第三の商品の価値に変化がないかぎり、両商品の価値に変動があったことは明らかとなる。

もし、万一、あらゆる商品の価値が同時に同一割合で変化をすれば、すべての商品の相対的価値関係がまったく変わらないままということになるが、そのばあい、生産力の変化が起つたかどうかは生産過程そのものを観察してみる以外にわかる方法はない。もつともこれは現実的にありえそぬもない話ではあるが。

〔61〕それに反して、これがふつうのばあいであろうが、第四に、生産力が一般的に発展し、すなわち同一方向に変化するが、その割合は商品により同一でないばあい、もしくは何らかの事情ですべての商品の生産が異なる割合で低下するばあいが考えられよう。このばあい一商品の他の商品による相対的価値表現の変化は、両商品のどちらの低下率または増大率が大きいかによって、以上の組み合わせの応用ということになる。また両者が反対方向に変化するばあいについては明らかであろう。

この二商品を例にとって、考えられるすべての組み合わせを念のため表にしておこう。マルクスの例にあわせて、生産力が二倍（または四倍）と半減（または四分の一）となるばあいを想定したが、その比率はどうであろうと同じことである。なお、ローマ数字はマルクスの叙述における該当する箇所をさす。

		亞麻布（商品A）20エレの価値		
		半減（または四分の一）	不 变	二倍（または四倍）
上衣（商品B）による相対的価値表現	二倍（または四倍）	0.25着 (IV)	0.5 着 (II)	0.5 着 (IV) A 2倍 (III) B 4倍
	不 变	0.5 着 (I)	(1着)	2 着 (I)
		0.5 着 (IV) A $\frac{1}{4}$ (III) B $\frac{1}{2}$		
		1 着 (III) A $\frac{1}{2}$ B $\frac{1}{2}$	2 着 (II)	4 着 (IV)
		2 着 (IV) A $\frac{1}{2}$ B $\frac{1}{4}$		

〔62〕そのようなわけで、価値の大きさの変化は、相対的な価値表現においては、あますところなく反映されるというわけではないことがわかる。

（神津朝夫）